

# 第7次水質総量規制

## 規制対象項目はCOD、窒素含有量及びりん含有量



総量規制の対象となる閉鎖性海域は東京湾・伊勢湾・瀬戸内海が指定されています。この3水域とこれらに流入する河川等に排水している排水量50 m<sup>3</sup>/日以上<sup>※</sup>の事業所（工場、下水処理場など）では、第6次総量規制に続き、COD（化学的酸素要求量）、窒素、りんの3項目が規制対象となり、成分濃度の測定、汚濁負荷量の記録が義務付けられています。

### COD、全窒素と全りんの測定方法と頻度

排水量区分	水質の計測方法	測定頻度
400 m <sup>3</sup> 以上	① 自動計測器 <sup>1)</sup> による計測 ② コンポジットサンプラーにより採水し指定計測法 <sup>2)</sup> で計測 ※①または②	毎日
200 m <sup>3</sup> 以上～ 400 m <sup>3</sup> 未満	① 自動計測器による計測 ② コンポジットサンプラーにより採水し指定計測法で計測	7日を超えない排水期間ごとに1回以上
100 m <sup>3</sup> 以上～ 200 m <sup>3</sup> 未満	③ 指定計測法による計測（②を除く） ④ 簡易計測法 <sup>3)</sup> による計測	14日を超えない排水期間ごとに1回以上
50 m <sup>3</sup> 以上～ 100 m <sup>3</sup> 未満	※①～④のいずれかの方法	30日を超えない排水期間ごとに1回以上

※自動計測器、コンポジットサンプラーを使用しない場合には、3回/日以上、試料採取・測定が必要となります。

- 1) 自動計測器** 計測原理（計測方法）に関する規定はありませんが、導入時には性能基準の試験を実施しその事業所の排水への適合性を確認しなければなりません。また使用過程においては管理基準又は保守基準<sup>\*1</sup>が定められており、基本性能と適合性を保持しているかの確認の試験を実施しなければなりません。
- 2) 指定計測法** COD（化学的酸素要求量）：100℃における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量  
窒素含有量：総和法、紫外吸光光度法  
りん含有量：ペルオキシ二硫酸カリウム分解法  
硝酸 - 過塩素酸分解法、硝酸 - 硫酸分解法
- 3) 簡易計測法** COD、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態を計測することができる方法。ただし、対象となるのは日平均排水量が400 m<sup>3</sup>未満の事業所で、指定計測法と同程度の計測結果が得られる方法に限られます。（平成16年3月18日公布、施行）

◎当社では上記指定計測法（JIS）の全てに対応可能です！

\*1 保守基準とは、保守状態を簡便に判断する基準で管理基準に代えて行うことができます。ただし、計測対象は実試料で、さらに条件としては指定計測法と自動計測法の試料が同一であり、濃度の時間変動が小さい場合に限りです。

自動分析装置の導入、または委託分析をご検討されている事業場も多いかと存じます。当社はこれまで指定計測法（JIS法）による分析を行ってきた経験と実績があります。またCOD、窒素・りんについては指定計測法を自動化した分析装置を導入し、多検体でも短納期で正確な分析結果をご提供することが可能です。サンプリング、回収方法もお客様のニーズに合わせた形で対応します。

詳しくは、当社 **環境分析部 清水（圭）、荒木（フリーダイヤル0120-01-2590 内線293、389）**まで、お気軽にお問い合わせください。

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査